

長野県看護大学 公的研究費内部監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県看護大学における公的研究費の管理・監査に関する規程第15条に規定する内部監査（以下「監査」という。）に関し、必要な事項を定める。

(内部監査の実施)

第2条 内部監査チーム（以下「チーム」という。）は、毎年度定期的に、会計書類の形式的要件等が具備されているかなど財務情報に対する監査を一定数実施する。また、公的研究費の管理体制の不備の検証を行う。

2 チームは、不正防止計画推進員との連携を強化し、不正使用が発生しやすい要因に注目した監査を実施する。

(監査の方法)

第3条 監査は、原則として書面監査とする。ただし、必要がある場合は、実地監査によることができる。

2 書面監査は、関係書類の精査、照合等の書類上の調査により実施する。実地監査は、監査対象者へのヒアリング等により実施する。

(監査計画)

第4条 チームが監査を実施するときは、事前に監査計画を作成し、最高管理責任者に報告する。

(権限)

第5条 チームは、監査対象者に対し、監査の実施に必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

2 監査対象者は、チームの監査に進んで協力しなければならない。

(チームの遵守事項)

第6条 チームは、事実に基づき公正不偏の立場で監査を実施しなければならない。

2 チームは、監査により知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(監査結果の報告)

第7条 チームは監査を実施した結果をまとめた報告書を作成し、最高管理責任者に速やかに報告するものとする。

(改善等の指示)

第8条 最高管理責任者は、前条の報告により、改善等の措置が必要と判断した場合には、監査対象者に対して、改善等の指示を行う。

2 監査対象者は、前項の指示を受けたときは、速やかに改善措置の具体的な内容について最高管理責任者に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、チームが最高管理責任者と協議の上定める。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。